

## 秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、東部市民サービスセンターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託人の住所および氏名

秋田市広面字釣瓶町13番地3

東部地域づくり協議会

会長 加藤 長二郎

2 受託事務

秋田市東部市民サービスセンター使用料徴収事務

3 指定日

令和7年3月19日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで